

平成 22 年 8 月 30 日

法務大臣

千葉 景子 殿

陳情人代表

大津市自治連合会 副会長

和邇学区自治連合会 会長

安孫子 平次

滋賀県大津市和邇南浜 78-2

電話 077-594-1032

住吉台自治会 会長

梅澤 勇二

滋賀県大津市和邇北浜 658-6

電話 077-532-3574

住吉台地番整理協議会 委員長

谷川 柁義

滋賀県大津市和邇北浜 682-12

電話 077-594-4794

懇 願 書

陳情書（平成 22 年 7 月 29 日付）の早期の実施決定について

処暑とは思えない酷暑が続きますが、貴職お変わり無き事とご推察申し上げます。

まず、今夏7月14日発生の崖崩れ災害についてですが、保安林における治山事業として、昭和46年に県設置の砂防ダムの復旧工事を取組まれる事となりました。その為に、大津市や滋賀県の職員の方々にはお盆休みを返上して作業を行って頂き、住民・地権者一同心より感謝致しております。特に、崖地の地番と地権者の特定が重要である事から、8月15日にも災害発生箇所近辺の地権者による境界特定等が関係者立会いの下に行われており、これ等の迅速な対応により災害復旧の道筋を決定する事が出来たと考えております。この様に、崖崩れ災害の対策には「地権者・地番」の確定が必要な事から、災害発生の翌日15日には地図混乱地域（住吉台地区）対策室室長（以下対策室・室長）に住吉台地番整理協議会委員長（以下地整協・委員長）が口頭で申し入れると共に、改めて大津地方法務局長宛『住吉台地区「7/14 崖崩れ災害」に伴い、災害発生地近辺の地番特定作業の早急な実施について』陳情書（7月20日付）を提出いたしておりましたが、この災害復旧の道筋には貴職のご尽力が有ったればこそ、と感謝申し上げます。

今回の災害復旧に関して、9月大津市議会に補正予算が執行部より提案される予定ですが、10年前の崖崩れ災害は手付かずで放置せざるを得ない状況です。その原因は「地図混乱による地権者の特定が未だに困難な事」が挙げられます。大津市では、去年9月の定例議会に於いて『和邇北浜地先の住吉台団地における「地図混乱問題の早期解決」に関する請願』が採択された事を受けて、全庁的に住吉台の地図混乱について取り組んで頂いておりましたが、その事により災害発生から僅か2週間足らずで、貴職宛に大津市長から「住吉台地区地図混乱の早期解決」の要望として民主党滋賀県連を通じて陳情が為されました。

さて昨年6月、大津地方法務局に対策室が設置されて「地図作成の条件整備」に向けて、地整協との「打合せ会」にて協議を重ねてきました。厳しい予算環境と人員削減の中で法務省・大津地方法務局一体として、既存の地図作成作業規定には無い数々の取組には、改めて感謝申し上げます。特に対策室には、前年度作業として「登記されている土地の位置が現地を確認できない土地について、土地所有者の見解を確認する作業」と「道路測量」が行われ、続く本年度作業として「地図作成範囲（内外線）の特定作業」「空き地の地権者の占有状況調査作業（建物調査も含む）」などが行われており、**困難な環境の中で地味な作業に、最大限の努力を傾注されている事に対し心より敬意を表します。**

この作業の最中に敢えて貴職宛陳情書（7月29日付）を提出させて頂いた事について、ここに改めて申し述べます。今、地整協の活動を始めて15年を経て、一刻も早く地権者へ「目に見える」成果が切実に求められているのです。この特定エリアについては、「地図作成の成果」が下水道整備という「**現実の果実**」に結びついています。6月2日から始まる室長と委員長との「特定エリアにおける地図作成作業に向けて」事前協議にて、論議してまいりましたテクニカル（技術的）な問題点の中で、特に重要な2点を挙げる事ができます。

- 1 里道について（資料1）
- 2 特定エリアの内外線について（資料2）

## 1 里道について（資料1）

田畑時代の公図（字限り図）に示された里道は、造成時の住吉台団地において里道として残された箇所（青線）と、造成後の団地において不動産業者による官民境界確定が行われた箇所（赤線）、分筆図において空白地・無番地の箇所（緑線）、及び地図混乱と共に位置不明となった里道に分かれ、大津市・大津財務事務所・大津地方法務局・住吉台地番整理協議会との4者協議による解決に委ねられています。

特定エリアでの里道は、造成時の住吉台団地において里道として残された箇所（青線）と、道路（自治会名義）分筆図において空白地・無番地の箇所（緑線）であり、既存道路部分への付け替えによる解決が行えると考えます。

## 2 特定エリアの内外線について（資料2）

今夏の崖崩れ災害の復旧工事手続きにおいて、崩落現場の地番に接する地番が公図（字限り図）と現況区画では異なることから「不隣接証明」なる書類が必要となりました。これは、住吉台では公図（字限り図）の地番位置が、何の脈絡も無く移動しているからです。

地図混乱地域での公図（字限り図）と現況の調査素図との重ね合せ図から「現地確認不能地」としてリストアップした地番（15群29筆）について、既に3筆は抹消登記済でありあと3筆（住吉台自治会名義）についても抹消登記の方法を協議中です。これ等6筆の内、2群4筆は公図（字限り図）上での原始地番であり、分筆錯誤ではなく正に地図混乱による「現地確認不能地」としての地番の抹消登記です。昭和38年頃からの開発造成において区画割りと地勢は一貫しており、特定エリアの内外線については、実態調査素図（平成7年度、平成16年度及び平成21年度補完）と基準点設置、道路測量に基づく「現状有姿」の街区での区画地番にて確定できます。

特定エリアとして現地区画の重ね合せ図からの対象地番において、現地に位置が特定できない地番は2筆であり、1筆は、平成7年度実態調査素図において既に住吉台の中に別位置で特定されております。もう1筆は、地権者が住吉台地区の字界を越えて隣接する竹林の中に区画を主張しており、特定エリア内では「現地確認不能地」である事が確定いたしました。更に、特定エリアに里道を介して隣接する係争地は、裁判における訴状及び争点整理での準備書面から「係争区画と係争地番」の特定が為されておりますが、この裁判における一方の地番に公図で接する「現地確認不能地」2筆は自治会名義であり、本人申出による抹消登記の即時実行を検討中です。

日本有数の地図混乱地域である住吉台地区で「一部であっても地図作成作業に着手」は、全国の地籍調査に携わる人々や、地図混乱に悩まされている地域の方々に与える影響が甚大と考えます。このエリアが地整協加入率74%であることから「地図作成の先行実施」により高齢化した地整協会員においては、今後の運動の展望を持つ事が出来ます。

ここに貴職宛陳情書「大津市和邇北浜地先（住吉台地区）の特定エリアにおける地図混乱解消に向けて、不動産登記法第14条地図作成作業の本年度実施について」（7月29日付）の早期の実施決定に向けて、貴職のお力添えを頂きたく懇願いたします。